関し法定代理人の許可を受けていないものにあっては、被相続人の氏名及び住所並びに古物営業に係る営業所又は古物市場の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る次号イからニまでに掲げる書類） ［二～五　略］ ［4・5　略］	物商又は古物市場主の相続人である未成年者で古物営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けていないものにあっては、被相続人の氏名及び住所並びに古物営業に係る営業所又は古物市場の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る次号イからニまでに掲げる書類） ［二～五　同上］ ［4・5　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（変更の届出） **第八条**　法第八条第一項に規定する届出書は、法第五条第一項各号に掲げる事項に変更があった日から十日（当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、二十日）以内に提出しなければならない。	（変更の届出） **第八条**　法第八条第一項に規定する届出書は、法第五条第一項各号に掲げる事項に変更があった日から十日（当該届出書に戸籍の謄本若しくは抄本又は登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、二十日）以内に提出しなければならない。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前	
（インターネット異性紹介事業の開始の届出） **第一条**　［1・2　略］ 3　法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。	（インターネット異性紹介事業の開始の届出） **第一条**　［1・2　同上］ 3　［同上］	
一　インターネット異性紹介事業を行おうとする者が個人である場合は、次に掲げる書類 ［イ～ハ　略］ ［号の細分を削る。］	一　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ニ　児童でない未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下同じ。）でインターネット異性紹介事業を営むことに関し法定代理人の許可を受けているものにあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面（インターネット異性紹介事業者の相続人である児童でない未成年者でインターネット異性紹介事業を営むことに関し法定代理人の許可を受けていないものにあっては、被相続人の氏名及び住所並びにインターネット異性紹介事業に係る事務所の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る次号イからハまでに掲げる書類） ［二～四　略］ ［4・5　略］	［二～四　同上］ ［4・5　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

（古物営業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　民法の一部を改正する法律附則第二条第三項の規定又は同法附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十三条の規定により成年に達したものとみなされた十八歳未満の者は、第一条の規定による改正後の古物営業法施行規則第一条の三第三項の規定の適用については、同項第一号ニに規定する未成年者には含まれないものとする。